

新しい地方経済・生活環境創生会議の開催について

〔 令和 6 年 11 月 8 日
新しい地方経済・生活環境創生本部長決定 〕

1. 趣旨

「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策に関して議論するため、新しい地方経済・生活環境創生担当大臣の下に、新しい地方経済・生活環境創生会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）会議の構成員は、新しい地方経済・生活環境創生担当大臣が指名する有識者とする。
- （２）会議の座長は、互選により決定する。
- （３）座長は、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- （４）座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

「デジタル田園都市国家構想実現会議の開催について」の廃止について（令和 6 年 11 月 8 日内閣総理大臣決裁）による廃止前の同会議において検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。